

私は提案者を代表して、発議案第3号、「地方財政の充実・強化を求める意見書案」の提案理由の説明をいたします。

先月、閣議決定された「骨太の方針2017」では、引き続き、平成32年度の財政健全化目標の達成を目指すとともに、社会保障の効率化など歳出・歳入両面の取組みなどにより、経済・財政の一体改革を着実に進めていくとされたところであります。

また、地方財政についても、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、地方行財政の構造改革を推進し、財政資金の効率的配分を図ることと検討するとされており、今後、地方交付税や社会保障、公共事業などについて、地方に厳しい議論が行われることが想定されます。

中でも、現在、国において地方の基金残高が増加していることから、その要因を分析し、地方交付税の削減といった地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がなされております。195兆円に上る地方の借金については何も触れず、21兆円の基金にだけに、目をつけての議論に違和感を覚えるのは私だけではないと考えます。もともと地方における基金には、国を大きく上回る行財政改革を実施するなかで、災害や将来の税收変動等に備えるために積立しているものや将来の県債の償還、また、国から複数年計画で受け入れた交付金を積み立てて事業を実施する特定目的の基金もあります。

地方自治体においては、地域の実情を踏まえて、それぞれの責任と判断で財政運営を行っており、地方財政の見通しが不透明で財政運営上の予見が困難な状況の中では、地方自治体自らが基金の積立等により年度間調整をせざるを得ないのであり、持っている全ての基金を余剰と捉え、基金残高をもって地方財政に余裕があるかのような議論は今後の地方財政運営に深刻な影響を与えることが懸念されます。

7月8日の新聞報道でも、地方自治体の2016年度の決算見込額は、地方法人特別譲与税を含む地方税收が前年度より1000億円少ない、総額40兆3000億円程度となり、7年ぶりに減少に転じる見通しになったと報道されました。

その原因は、個人消費の低迷や円高の影響で課税対象となる輸入額が減るなどして、地方消費税が落ち込んだこととされています。

総務省は2017年度の地方法人特別譲与税を含む地方税收は対前年度8000億円増え、41兆1000億円になると見込んでおり、不足分を地方交付税と臨時財政対策債で補うとされています。

しかし、思惑どおりに、本年度、税收が回復しなければ、歳出に見合う歳入を確保できなくなり、地方自治体は貯金に当たる基金を取り崩すといった対応を迫られる可能性もあると報道されています。

かつて、三位一体改革として地方交付税が大幅に削減された時、基金の少ない地方自治体は、直ちに地方財政の危機に陥り、社会保障、公共事業をはじめ、住民サービスの切り下げ、職員の給与カットなどをせざるを得なかったわけであります。本県においても、11年間にわたって財政再建方策等を実施し、財政の健全化に努めてきたところであり、今後の国の動向を十分注視する必要があります。

また、基金以外でも、地方創生関係の事業費をはじめ、歳出特別枠や重点課題対応分などの検証、トップランナー方式の対象拡大による歳出抑制、さらに、「骨太の方針2015」で閣議決定された実質的な地方一般財源総額の確保もいよいよ来年度が期限となっており、平成31年度以降の取扱いについても大きな議論となってきます。

「経済・財政再生計画」では、地方についても国の取組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととされておりますが、地方においては、社会保障関係費の自然増分に対応しなければならないうえ、人口減少への対応として地方が創意工夫を凝らして行う少子化対策はもとより、地域経済活性化・雇用対策など様々な取組みを強化しなければならない状況にあります。

地方財政の健全化に向けた努力を否定するものではありませんが、これまで、地方は、人件費や投資的経費などについて国を上回る懸命な歳出削減に努め、社会保障関係費の増嵩分を吸収してきましたが、このような対応が限界に近づいているなか、仮に、一律に歳出削減が断行されれば、地域経済の好循環拡大や地方創生に向けた取組みはもとより、住民の安全・安心を支える基礎的な行政サービスを確保することさえ不可能となるおそれがあります。それが、再び地方の活力を奪い、人口減少に拍車をかけ、日本全体の衰退を招くことにもなり兼ねません。

このような地方財政の現状を踏まえ、平成30年度において、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、人口減少・地域活力向上対策をはじめ、福祉・医療、経済活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、その基盤となる地方財政の充実・強化が必要であり、そのためには、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保することが重要であります。

今議会でも執行部から新県立体育館の建設工事費だけで160億円～190億円かかる説明がありました。新県立体育館の建設は、国の財政措置がない中では、県の一般単独事業で対応しなければならず、そうなれば、起債充当率は75%であり、いわゆる借金で75%、120億円～140億円充当したとしても、残りの部分は、40億円～50億円の一般財源、要するに生の現金の準備が必要でありますし、建設以外の付随費用も一般財源で確保しなければなりません。

また、この新県立体育館建設に投資した借金に対する後年度の返済にも地方交付税の措置もないわけです。

このような我が県の状況を踏まえますと、県債残高も気になりますが、県税収入と地方交付税の一般財源総額の確保は、今後の事業の展開に非常に大きな影響を与えます。

そこで、国に対し、地方財政の充実・強化について、格段の措置を強く求めていく必要があると考え、本意見書案を提出したものであります。

議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

「骨太の方針2017」では、引き続き平成32年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持するとともに、国・地方を通じた経済再生・財政健全化に取り組み、地方財政についても構造改革を推進して財政資金の効率的配分を図ることを検討するとされており、今後、地方交付税や社会保障、公共事業などについて厳しい議論が行われることが想定される。

中でも現在、地方の基金が増加していることを理由として、地方交付税の削減といった地方財政計画の適正化を図る議論が行われているが、基金は、災害や税収変動等の不測の事態、将来の行政需要に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れであり、積立金の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は、今後の財政運営に深刻な影響を与えることが懸念される。

地方が責任をもって、人口減少・地域活力向上対策をはじめ、福祉・医療、経済活性化・雇用対策、防災・減災対策など、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分に行っていくためには、その基盤となる地方財政の充実・強化が必要不可欠である。

平成30年度の政府予算や地方財政計画の検討に当たっては、常態化している地方の財源不足を解消し、山積する課題に対応できる持続可能な財政運営を可能とするため、歳入・歳出ともの確に見積もり、地方財政の安定的な基盤を確立することが重要である。

よって、国におかれては下記の事項について格段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

1 地方財政計画の策定に当たっては、地方税等の歳入を適切に見積もるとともに、社会保障の財源をはじめ、人口減少・地域活力向上対策、防災・減災対策、地域活性化の取組みなど、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う一般財源総額の確保を図ること。

2 特に、子ども・子育て支援新制度、地域医療構想、地域包括ケアシステムの推進や、国民健康保険制度の都道府県単位化など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3 地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」、「歳出特別枠」、「重点課題対応分」については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、堅持・拡充すること。

4 地方交付税の財源調整及び財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税の法定率引上げ等により地方交付税総額の増額を図ること。また、特例的な措置である臨時財政対策債は速やかに廃止するとともに、これまで発行されてきた臨時財政対策債の償還財源を確実に確保すること。

5 地方自治体においては、各々の責任と判断で財政運営を行っており、財政運営の予見が困難な状況下では、短期的な基金積立金の増加をもって、地方交付税の削減や歳出削減を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月12日

香川県議会